

厚生省の優良多子家庭表彰並附帶調査

兒童愛護精神の昂揚を圖り以て家族制度の確保と國運の隆昌に資せんが爲、厚生省社會局に於ては優良多子家庭の表彰を決定し、昭和十五年五月其の全國的調査を開始した。其の要項を掲ぐれば次の如くである。

優良多子家庭表彰要項

一、趣旨

堅實なる家庭を營み子女を健全に育成するは國民生活の根幹たる家の基礎を鞏固ならしめ國本の培養に寄與する所以なり。殊に多數の子女を擁し之が養育を全ふするは一般の龜鑑となすに足るものとす。仍て是等の家庭を表彰し以て兒童愛護精神の昂揚を圖り家族制度の確保と國運の隆昌に資せんとなす。

二、被表彰者

被表彰者は左の各號に該當し他の模範とするに足る家庭の父母とす。但し父又は母なきときは其の現在在る一方とす。

- 1 父母を同じうする満六歳以上の嫡出の子女十人以上を自ら育成したること。
- 2 子女(六歳未満の子女をも含む以下之に同じ)中死亡したる者無きこと。但し戦役事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に因り死亡したる者は之を生存者と看做すこと。
- 3 子女は何れも心身共に健全なること。但し戦役事變に因り又は天災地變等避くべから

ざる事由に因り健全ならざるに至りたる者は之を健全なるものと看做すこと。

- 4 父母及子女は何れも性行善良にして其の家庭堅實なること。

三、表彰期日、昭和十五年十一月三日

四、表彰方法、厚生大臣名の表彰狀並に記念品を地方

長官より傳達するものとす。

此の調査に於ける調査事項は、父母に對しては各、

其の氏名、同胞數、年齢、婚姻年齢及年月日(再婚者に在りては再婚時のものを採り且つ其旨附記)教育程度、健否生死、住所の各項に互り、外に家庭の主要なる職業、經濟狀態(上、中、下)、母の第一子分娩時年齢及末子分娩時年齢(及同上の年齢差)、並に家庭の狀況等、また子女の狀況に就いては各、其の出生順位、氏名、男女の別、生年月日、年齢、教育程度、職業、現住所、乳兒期の榮養(母乳、人工榮養、混合榮養等)等に及んでゐる。特に前掲表彰要項「二」の23但書該當者に在りては其の詳細なる記述(戦役事變名、戦死・戦傷死・戦病死・戦傷・戦病の別、又は天災地變の種類名稱、及これに因る死亡・病氣・不具等の別)をも附記することに於てゐる。

尚、同省社會局に於ては右の優良多子家庭の全國的調査に當り同時に左記十三項に互る各地方別集計を行ふべく決定した。各項の概要を記せば次の如くである。

第一、該當家庭數調

該當家庭數(戦死者ある該當家庭數を傍記)、世帯

數、並に世帯數千に對する該當家庭數の夫々を市町村別に集計す。

第二、滿六歳以上子女數別該當家庭數調

一〇人、一一人、一二人等以下各子女數別の該當家庭數及其の割合を市町村別に集計する。

第三、子女數別該當家庭數調

前號集計を六歳未満の者をも含めたる子女數別に於て行ふ。

第四、年齢別父の數調

第五、年齢別母の數調

年齢階級別(三五歳未満、三五歳以上六〇歳未満五歳母、六〇歳以上一〇〇歳未満は十歳母、一〇〇歳以上)父及母の數を子女數(六歳未満を含む)別に集計す。

第六、父母の年齢差に依る該當家庭數調

父母の年齢差別の該當家庭數及其の割合を夫々市町村別に集計する。この場合父より母の年齢多き者の數を特に傍記す。

第七、職業別該當家庭數調

農業、水産業、鑛業、工業、商業、交通業、公務自由業、其の他の有業者、家事使用人並に無職の各職業別該當家庭數及其の割合を市町村別に集計す。

第八、父母の結婚時年齢別に依る該當家庭數調

父及母の結婚時年齢(一五歳未満、一五歳以上二〇歳未満は各歳毎、二〇歳以上三五歳未満は五歳毎、三五歳以上)の組合せによる該當家庭數を集計す。

第九、第一子及末子分娩時年齢別母の數調

第一子及末子分娩の夫々に對し分娩時の母の年齢別(一五歳未満、一五歳以上五〇歳未満は五歳毎、五

○歳以上)の集計をなす。若し再婚の場合は、現在の婚姻に於ける第一子分娩をとる。

第十、第一子分娩時より末子分娩時に至る年數別該當家庭數調。

所要年數一五年以上二五年未滿は各年數別、二五年以上三五年未滿は五ヶ年別、三五年以上は各年數別に集計す。

第十一、教育程度別父の數調

小學校(尋常及高等科)、中等學校、專門學校、大學以上各通卒業若は中途退學)、又は不就學の各程度別に集計す。

第十二、教育程度別母の數調

前號に同じ。

第十三、經濟狀態別該當家庭數調

經濟狀態を、上、中、下に分ちて集計す。

尚、此の調査の結果に據つて人口問題研究所に於て詳細に之を調査研究することとなつてゐる。

厚生省體力局の千葉縣に於ける國民體力管理制度準備調査の施行

厚生省體力局は昭和十四年五、六月に互り國民體力管理制度準備調査として千葉縣管内全市町村(四市、八十二町、二百三十七村)の幼兒、學童及び青年凡そ四十三万人に對する體力検査を施行したが、同縣下官民主腦者を總動員して行はれた此の體力調査は被検査者名簿に記載せられたる學童を除く該當者二十五万四百二十六人中の二十二万一千五百九名、即ち八八・四五%に及ぶ受検査者を得たもので、今般厚生省體力局

によつて完成された検査成績の集計は單に千葉縣の保健衛生狀態に關し有益なる鳥瞰圖となるばかりでなく、近く行はる可き國民體力管理制度の準備調査資料の一として興味深いものである。

國民體力管理制度とは國防上また産業上國力の根基をなす國民の體力を各自の自由に放任することなく或程度まで國家自ら之に關與し善導せんとするもので、其の準備調査たる體力検査も亦此の主旨に従ひ、是に所謂「體力」なる言葉も形態的方面、精神的方面及び機能的方面を包括する極めて綜合的なる觀念である。其の各般に互る検査要目を掲ぐれば次の如くである。

一 生活歴

主食物、既往症の外、幼兒に於ては離乳期、及び女子に於ては月經開始期

一 身體計測

- (1) 體重
- (2) 身長
- (3) 胸圍
- (4) 坐高
- (5) 視力
- (6) 色神
- (7) 聽力

一 精神機能——智能

特に五歳の兒童に對して行はれたもので、本田親二氏のビネー・シモン・ターマン法の拔萃に依り左記の六問を選び之を智能検査に經驗ある教職員乃至は幼兒の取扱に熟練したる女教員等に依つて施行するものであるが、第一、二問は滿五歳兒の智能に相當する問題であつて先づ此の兩問を課し、之に合格し

たるものは爾後の問題を課さず検査を打切る。此の二問の中一問にでも不合格のものには引續き第三、四問を課するが、此の兩問は滿四歳兒の智能に相當するものである。更に此の二問中一問にでも不合格のものには引續き滿三歳兒の智能に相當する第五、六問を課することになる。

第一問 正方形を模寫すること

正方形を畫ける圖を示し兒童をして之を見つゝ二回自由に模寫せしめ、別に與へられたる標準に比較し一回にても其最低標準以上に畫ければ合格とする

第二問 美醜を判斷させる事

美醜一對の婦人像三枚を示し、何れが美しきかを判斷せしめる。三枚とも正答すれば合格

第三問 性別を言はせる事

あなたは男ですか女ですかと問ひ、性別を知れること明なる返答をなせば合格とする

第四問 見慣れたる事物の名を言はせる事

時計、ナイフ、銅貨を順次に示し其の名稱を尋ね三種とも正答すれば合格

第五問 姓(又は通稱、家號)を言はせる事

第六問 身體の部分を指示せしむる事
鼻、眼、口を順次指を以て指示せしめる、三問とも正答すれば合格

運動機能

(1) 三回跳

被検査者を先づ踏切線の手前に兩足を揃へて立たせ、それから前方に出来るだけ遠く兩足を揃へたまゝ三回連続して跳ばせ、その足が最後に着陸し